

令和8年6月24日

第2回福島地方最低賃金審議会の開催について

標記を下記のとおり開催します。

傍聴希望される方は、下記3の要領によりお申し込み下さい。

記

1 開催内容

第2回福島地方最低賃金審議会

- (1) 日時：令和8年6月29日（月）午後3時00分から
- (2) 場所：福島第二合同庁舎（福島市花園町5-46 1F 会議室）
- (3) 議題：福島県最低賃金の改正決定の諮問について
最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
参考人の意見聴取の実施について
配布資料の説明について

2 傍聴者

若干名

3 傍聴申込要領

傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに住所、氏名、電話番号及び所属を電話によりお申し込み下さい。

お申し込み締切日

令和8年6月29日（月）（12時締め切り）

電話番号 024-536-4604

・当日は、審議会の開始10分前までに1階ロビーにお越し下さい。お申込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日はご本人であることが確認出来るものをお持ち下さい。

4 その他

- (1) 審議内容によっては公開できない場合もあります。その場合は一時退席をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- (2) 傍聴される際には、別添の遵守事項の厳守をお願いいたします。
- (3) 車椅子をご使用の方と介助の方はその旨をお申し込みの際にお知らせください。

担当： 福島労働局労働基準部賃金室 室長補佐 大沢

電話 024-536-4604

別 添

[審議会傍聴に当たっての遵守事項]

傍聴に当たっては、次の事項を遵守して下さい。

これらを遵守できない場合には、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定して下さい。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音することはできません。
(あらかじめ申し込まれた場合は、審議会冒頭に限り写真撮影をすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにして下さい。
- 5 その他、会長及び事務局職員の指示に従って下さい。

福島地方最低賃金審議会 事務局